

○議長（小泉孝敬君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、令和2年3月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎会期の決定

○議長（小泉孝敬君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月12日までの16日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、会期は16日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に御通知いたしました案のとおりでありますので、御承知願います。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、10番 橋本智洋君と11番 進士為雄君の両名を指名いたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

1月16日、第143回静岡県東部地区市議会議長会が沼津市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この議長会では、沼津市提出の「放課後児童支援員等の確保及び資質の向上について」、

富士市提出の「土砂の埋立てに関する法整備について」の議案を審議し、可決いたしました。この提出議案2件につきましては、1月31日開催の静岡県市議会議長会定期総会に提出することに決定いたしました。

1月27日、静岡県地方議会議長連絡協議会の令和元年度第2回政策研修会が静岡市で開催され、副議長が出席いたしました。

この研修会では、文部科学省スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課長の勝又正秀氏を講師に迎え、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて」と題した講演がされました。

1月31日、第156回静岡県市議会議長会定期総会が掛川市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この総会では、菊川市家庭医療センター長の津田 司氏による「少子高齢・人口減少社会における地域包括ケアシステムについて」と題した講演が行われました。

会議では、令和元年度会務報告並びに、さきの県東部地区市議会議長会で可決した議案を含む13件の議案を審議し、可決されました。

なお、要望事項の議案4件の取扱いについては、会長に一任することにいたしました。

次に、要望活動について申し上げます。

令和元年度伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会の役員とともに、私が、1月27日に国土交通省中部地方整備局に、2月4日に国土交通省、財務省等に対し「伊豆縦貫自動車道建設促進について」の要望活動を実施いたしました。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

1月24日、和歌山県白浜町の議長が、「ワーケーションの取組みについて」を視察されました。

2月6日、青森県御所川原市の議員8名が、「下田市観光まちづくり推進計画について」を視察されました。

次に、昨日までに受理いたしました要望書でございます。

静岡県保険医協会理事長、間間 元氏から提出のありました、「おたふくかぜのワクチン助成制度の創設のお願い」の写しを配付してありますので、御覧ください。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と、説明員として出席する旨の通知並びに下田市選挙管理委員会委員長から地方自治法第182条第8項の規定により、下田市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うべき事由が発生した旨の通知がありましたので、係長をして

朗読いたさせます。

○庶務兼議事係長（中堀啓司君） 朗読いたします。

下総行第33号。令和2年2月26日。

下田市議会議長、小泉孝敬様。静岡県下田市長、福井祐輔。

令和2年3月下田市議会定例会議案の送付について。

令和2年2月26日招集の令和2年3月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第1号 教育委員会委員の任命について、議第2号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を変更する規約について、議第3号 賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会の設置について、議第4号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第8号）、議第5号 令和元年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）、議第6号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第7号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）、議第8号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第4号）、議第9号 指定金融機関の指定について、議第10号 市道の路線変更について、議第11号 下田市ペリーロード駐車場条例の制定について、議第12号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議第13号 下田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議第14号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第15号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第16号 下田市水道水源保護条例の一部を改正する条例の制定について、議第17号 令和2年度下田市一般会計予算、議第18号 令和2年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第19号 令和2年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第20号 令和2年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第21号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第22号 令和2年度下田市介護保険特別会計予算、議第23号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第24号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第25号 令和2年度下田市水道事業会計予算、議第26号 令和2年度下田市下水道事業会計予算。

下総行第34号。令和2年2月26日。

下田市議会議長、小泉孝敬様。静岡県下田市長、福井祐輔。

令和2年3月、下田市議会定例会説明員について。

令和2年2月26日招集の令和2年3月下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

市長 福井祐輔、副市長 土屋徳幸、教育長 佐々木文夫、会計管理者兼出納室長 鈴木光男、統合政策課長 平井孝一、総務課長 日吉由起美、教育委員会学校教育課長 土屋仁、教育委員会生涯学習課長 鈴木美鈴、防災安全課長 土屋 出、税務課長 佐々木雅昭、監査委員事務局長 黒田幸雄、観光交流課長 永井達彦、産業振興課長 樋口有二、市民保健課長 井上 均、福祉事務所長 須田洋一、建設課長 白井達哉、上下水道課長 長谷川忠幸、環境対策課長 高野茂章。

下選管第1号、令和2年1月7日。

下田市議会議長、小泉孝敬様。下田市選挙管理委員会委員長、寺川悦男。

下田市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うべき事由の発生について（通知）。

令和2年4月25日をもって下田市選挙管理委員会委員及び補充員の任期が満了しますので、地方自治法第182条第8項の規定により通知します。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎発議第1号の上程

○議長（小泉孝敬君） 次に、ここで報告の件がありますので、係長をして朗読いたさせます。

○庶務兼議事係長（中堀啓司君） 朗読いたします。

発議第1号。令和2年2月26日。

下田市議会議長、小泉孝敬様。提出者、下田市議会議員 沢登英信。賛成者、下田市議会議員 中村 敦、同じく、進士濱美。

下田市振興公社の人件費補助による安定的運営と消費税の節税となる取り扱いを求める監査請求について。

上記の議案を別紙のとおり、下田市議会会議規則第14条第3項の規定により、提出いたします。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） ただいまより議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

---

午前10時22分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

本日、下田市議会会議規則第14条の規定等に基づき、13番 沢登英信議員から、発議第1号 下田市振興公社の人件費補助による安定的運営と消費税の節税となる取り扱いを求める監査請求についての議案提出がありました。

発議第1号は、3月3日の日程としますので、御了承願います。

---

#### ◎下田市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、下田市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法につきましては、選考委員会を設置し、選考したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、指名推選の方法については、選考委員会を設置し、選考することに決定いたしました。

重ねて、お諮りいたします。

選考委員会の委員の選出につきましては、議長において、指名することといたしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、選考委員は議長において指名することに決定いたしました。

選考委員に、次の方々を指名いたします。

1番 江田邦明君、2番 中村 敦君、3番 鈴木 孝君、4番 渡邊照志君、5番 矢田部邦夫君、7番 滝内久生君、9番 進士濱美君、11番 進士為雄君、13番 沢登英信君、以上、9名の方々にお願いいたします。

ただいま指名いたしました選考委員の方々は、12日の本会議開会までに選考をお願いいたします。

---

#### ◎議第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（土屋徳幸君） それでは、議第1号 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の1ページをお開きください。

最初に、本議案の根拠規定であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」というものであります。

また、同条第5項には「委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮する。」こと、さらに同法第3条の規定により「教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。」こととなっており、本市におきましても教育長のほか、男性委員が2人、女性委員が2人の計5人で運営されております。委員の選任については、教育長を除く教育委員4人を慣例により中学校区で区割りし、それぞれの地区に配慮して任命させていただいております。

このたび任命いたしたい方ではありますが、氏名は田中とし子さんと、住所は下田市西中12番地13、生年月日は昭和24年5月21日の満70歳、女性であります。

提案理由は、このたび稲生沢中学校区の田中とし子委員が本年3月14日をもって任期満了

を迎えるため、同法第5条第2項の規定により再任につき、議会の同意をお願いするもの  
あります。

田中さんの主な経歴ですが、昭和43年3月静岡県立下田北高等学校を経て、昭和45年3月  
に日本体育大学女子短期大学部保健体育科を卒業され、同年4月に松崎町立松崎小学校に教  
諭として奉職されました。その後、賀茂郡内の小・中学校で教諭として勤務され、平成9年  
4月に河津町立河津南小学校教頭、平成13年4月に南伊豆町立南伊豆中学校教頭、平成15年  
4月に南伊豆町立三浜小学校校長、平成18年4月に下田市立朝日小学校校長、平成20年4月  
に下田市立稲生沢中学校校長を歴任され、平成22年3月をもちまして退職されました。

退職後の平成25年3月から現在まで本市の教育委員会委員を務められており、その間平成  
25年12月から平成27年7月まで教育委員会委員長を歴任されました。

田中さんのこれまでの教育委員会委員としての活動を通じて培われてこられました知識や  
経験は高い評価を受けており、教育委員として適任の方であります。

以上により、田中とし子さんを本市教育委員会委員として任命いたしたく、ぜひとも御同  
意を賜りますよう、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、御同意をいただきました場合の任期は、本年3月15日から2024年3月14日までの4  
年間となるものであります。

以上であります。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第1号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

### ◎議第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第2号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） それでは、議第2号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を変更する規約についてを御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の2ページをお開きください。

議案のかがみでございます。静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を変更する規約について、地方自治法第286条第1項の規定により、静岡州市町総合事務組合を組織する構成団体の数の減少及び同組合規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、構成団体である浅羽地域湛水防除施設組合が解散することに伴い、静岡州市町総合事務組合から脱退するものとして、構成団体の数の減少及び同組合規約の一部を変更することについて、同組合の構成団体と協議するためでございます。

次の3ページを御覧ください。

「静岡州市町総合事務組合規約の一部を変更する規約」でございます。変更の内容については、条例改正関係等説明資料にて、説明申し上げます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の1ページをお開きください。

規約の一部を変更する規約の新旧対照表で、左側は改正前、右側は改正後、下線箇所が今回改正となっております。

別表第1及び別表第2中「、浅羽地域湛水防除施設組合」を削るものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の2ページにお戻りください。

最後に、附則は、この規約は令和2年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第2号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を変更する規約についての説明を終了いたします。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第2号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎議第3号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第3号 賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会の設置についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長。

○福祉事務所長（須田洋一君） それでは、議第3号 賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会の設置についてを御説明させていただきます。

お手数ですが議案件名簿の4ページをお開き願います。

賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会の設置について、5ページから8ページの規約を定め、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

初めに地域生活支援拠点事業について御説明申し上げます。

条例改正関係等説明資料2ページをお開き願います。

2番、地域生活支援拠点事業を御覧ください。

この事業は障害者等の重度化・高齢化や親亡き後に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者やその家族の緊急事態に対応を図る事業となります。なお、この拠点は国の指針により、努力義務ではありますが、令和2年度までの設置が定められております。

地域生活支援拠点の機能につきまして、4番参考の(2)地域生活支援拠点に必要な機能についてを御覧ください。5つの機能について記載されております。

アの相談として、既存の委託相談事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行います。

イの緊急時の受入れ・対応として、短期入所を活用した常時の緊急受入れ態勢等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行うものです。

ウの体験の機会・場として地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの活用や一人暮らしの体験の機会と場を提供します。

以下、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等を行うこととなります。

それでは、議案件名簿4ページをお開きください。

地方自治法第252条の2の2第1項の規定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項の規定に基づく障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に規定する賀茂地区障害者地域生活支援拠点に関する業務を共同処理するため、別紙規約のとおり賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会を設置することについて、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により議

会の議決を求めるものでございます。

提案理由は地域の障害者の福祉に関する地域生活支援拠点事業を賀茂地区において共同して行うことについて、関係町と協議するためでございます。

次に5ページをお開き願います。

それでは、賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会規約につきまして、御説明をさせていただきます。

第1条は、この規約の目的で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項に規定する障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づき、地域生活支援拠点事業を共同して実施し、障害者の重度化もしくは高齢化または親亡き後の生活の安心を見据え、障害者及び障害児の入所等から地域生活への移行及び継続的な支援を推進し、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう居住支援の強化を図ることを目的とするものです。

第2条は、協議会の名称を賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会とするものでございます。

第3条は、協議会の構成市町を賀茂地区1市5町とするもので、第4条は、協議会の事務を同事業の適正な運営に関する事務及び同事業の情報提供及び情報交換と定め、第5条で協議会の事務所を会長の属する市町の庁舎とすることを定めております。

第6条は、協議会の組織を定めるもので、1市5町の長をもって組織するもの等を定めております。

第7条は、役員に係るもので会長1人副会長1人とし、関係市町の長の協議により定めることとしております。

第8条では、役員の職務とし、会長副会長の職務について定めております。

第9条では、会議について定め、第10条では、事務局を会長の属する市町の障害福祉行政主管課に置くこととしております。

第11条では、協議会の経費について定め、第2項で負担割合を均等割4割、障害者手帳所持者割合6割とし、これによりますと下田市の令和2年度の負担割合は約26%程度となる予定でございます。第3項で交付の方法、第4項で交付の時期を定めているものでございます。

第12条では、予算の構成について、第13条で、予算の調製について定めております。

第14条では、協議会の出納員について、15条では、決算報告について定め、第16条では、協議会の契約について、第17条でその他の財務に定めるものでございます。

第18条は、協議会解散の場合の措置について、第19条ではこの規約に定めるもののほか、協議会に関して必要な規程を設けることができることとしております。

続いて附則でございます。

1項では、施行日を令和2年4月1日とし、必要な手続は施行日以前に行うことができるものとするものです。

第2項では、最初の協議会の招集事務については松崎町長とする読替規定。

同じく3項では、令和2年度の協議会予算に関してのみ、予算の調製及び会議を、規約施行後、速やかに行うこととする読替規定でございます。

以上雑駁な説明でございましたが、議第3号 賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会の設置についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 地方自治法の改正によりまして、障害者の日常生活を支援していこうという趣旨であろうかと思いますが、そうしますと、やはり協議会と県の福祉事務所等との関係はどうなるのかと。やはりそういう意味では、町村の場合は福祉関係は県のほうで扱ってるといような記憶があるんですけど、そういうことからいえば、賛助会員なり何なり、県に入っていただくといようなことは検討されなかったのかと、この構成市町村だけでよろしいのかと。県の指導と、この協議会との関係といのはどういう形になるのかという点を1点、まずお尋ねをしたいと思います。

それから、会長及び副会長を置くんだということで、この会長、副会長の選び方というんでしょうか、それはどういうようなことになってるのかと。先ほど、松崎町長さんですか、当面、会長さんだと、こういうことですが、この役員体制はどのような形で、一定の慣例があるのかもしれませんが、選出をすることになるのかというのが2点目であります。

3点目は、説明資料のほうにございます地域生活支援拠点事業の事業について5つの機能があるという説明を受けたわけですが、当面、この協議会で差し迫った課題として協議をする課題といのは具体的にどういうことなのかと。すぐにこの法に基づいて、早急にやらなければならない課題といのは、この5点のうちに具体的にどういうものがあるのか、協議がされてれば教えていただきたいという具合に思います。

それから、下田の分担は26%程度だということですが、総額のこの予算というのは当面幾らぐらいを予定して、どのような事業を、先ほどの質問とかぶりますけども、事業を展開することになるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（須田洋一君） それでは、協議会と県との関係、まずそこからだと思うんですけども、こちらについては、国の指針のほうで市町村または地域で設置しなさいということになってますので、今回この協議会自体には県は入らない、市町村が構成して1つの圏域として、今回この事業に当たるということで考えてございます。ただ、これのほかにも自立支援協議会等ございます。その中でこういった事業が必要であるという話の中から、この事業、生まれてございます。当然いろいろな県との話合い、協議は、またその場でなくても、その他のところで今後も行われていくということで考えてございます。

それから、会長、副会長についてでございます。会長、副会長については、この規約にあるとおり、正式に言えば協議で決めるということになってございますけども、今年と来年につきましては、会長を松崎町、副会長を西伊豆町さんに行うということで、内々の話はできております。ただ、これも最終的には協議を経てということになろうかと思います。

それから、当面の課題は何かという御質問でございます。これにつきましては、何といたしても、まずはこの機能を受けてくれる事業所を見つけるということ、緊急避難的なものもございますので、ショートステイの機能、それから当然、24時間の相談員の確保等がございます。こういったことも含めまして、まずはそういったところにちゃんと事業所に受けていただくことを進めていくのが何よりもまずは課題ということでございます。

内々に私たちのほうとしては、松崎町のほうにあります社会福祉法人十字の園にお願いするというので、今、担当のほうでは話を進めさせていただいているところでございますが、そこについても協議成立後の協議会にて最終的に決めさせていただくということになろうかと思います。

それから、当面どうやっていくんだというお話でございます。この機能の中に5つありますという御紹介をさせていただきましたが、その中のうちのア、イ、ウの3つをまずは進めていきたいというふうに思います。5つ全部やれば、それにこしたことはないんですけども、まずは上の3つが早急に行うことにしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、最後が予算でございます。今のところ想定しているところでは、初年度、令和

2年度につきましては380万円程度の予算を確保したいというふうに考えてございます。そのうち下田市は98万1,000円程度になるのではないかとということで、今、お話を進めさせていただいているところでございます。

ちなみにこの割合でいきますと、手帳を持っている割合、下田市は賀茂全体で31.9%程度になろうかということで、今、私たちのほうでは想定し、予算をお願いするところでございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 概略分かりましたが、特にアからイのうちのアの部分のコーディネーター等を配置して、常時相談体制を整備していくと、ぜひ進めていただきたいと思うんですが、これは協議会のどこかの、例えば松崎に置くとか、あるいは十字の園に置くとかということなのか、各町村にそれぞれこういうコーディネーターを置いて相談業務に応じるということになるのか、そこら辺の今の想定を再度お聞きして終わりたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（須田洋一君） この支援拠点の機能、それから支援拠点自体を受けてくれる社会福祉法人等の事業所をお願いしたいというふうに考えてございますので、このコーディネーターにつきましても、そちらのほうに置いていただくというふうにしたいというふうに思っております。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

12番 大川敏雄君。

○12番（大川敏雄君） 1点だけちょっと教えていただきたいんですが、この規約の平成29年の厚生労働省の指針が出てるんですが、同じ時期に、今日持ってきたんですけど、第3次賀茂地区障害計画以下、こういう類いのものをつくってるわけですね。この中に、ちょうど推進体制の確立ということで賀茂地区障害者計画策定推進協議会を、この計画に基づく推進体制をつくるということになってるんですが、この組合の協議会と、この計画の推進組織とどのような形で、違うんですか、説明してください。

○議長（小泉孝敬君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（須田洋一君） 下田市が賀茂地区と各種いろいろ協議会を持ってございます。障害者関係、今3つほどございます。構成メンバーは当然同じでございます。当然、こういった計画の中で私たちは障害者行政を進めているわけでございますので、何も関係ないとか、

そういうわけではないんですけども、協議会としては、この支援拠点に特化した、こちらの運営協議会を別途設けさせていただくということで御理解願いたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第3号議案は、総務文教委員会に付託いたします。  
会議途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。11時5分まで休憩といたします。

午前10時54分休憩

午前11時 5分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

#### ◎議第4号～議第8号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第4号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第8号）、議第5号 令和元年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）、議第6号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第7号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）、議第8号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第4号）、以上5件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） それでは、議第4号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第8号）から、議第6号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）まで一括して御説明申し上げます。

ピンク色の補正予算書と補正予算の概要の御用意をお願いいたします。

初めに、議第4号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

3月の補正予算の主な内容でございますが、年度末を控え事業の終了見込みによる歳入歳出の調整が主な要因でございますが、ゆのもと橋耐震補強事業、浜崎小学校屋内運動場改修事業、下田中学校グラウンド整備事業で、前倒しで事業を行うほか、併せて地方債の追加変更、繰越明許費を計上するところでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和元年度下田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億3,863万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億1,447万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから7ページに記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条は、債務負担行為の補正で債務負担行為の変更は、「第2表 債債務負担行為補正による」ということで、8ページをお開きください。

債務負担行為の変更は6件で、そのうち限度額の変更は2件で、下段の（補正後）を御覧ください。

1件目、可燃ごみ収集業務委託料で、契約額の確定により事業予定額1億3,246万円を7,268万8,000円に変更し、令和2年度以降において支払うもの。

2件目、地場産材伐採・加工業務委託料は、9月補正で計上させていただきました予算でございますが、須原地区市営分収林整備・分収業務を実施するとともに、新庁舎において地元産材を活用するため、加工業務を行うものでございますが、工期の決定により、全額を令和2年度に支払うものとして、変更するものでございます。

次の4件でございますが、期間及び限度額において傍線表示となっております。いずれも本年度の債務負担行為の設定を取りやめるものでございます。

1件目は新庁舎建設工事でございます。1月に入札を行いました。建築工事及び電気設備工事におきまして、入札は不調となり、機械設備工事におきましては、落札者と仮契約を締結いたしました。本年度中に本契約ができない見込みとなりましたので、債務負担の設定を取りやめるものでございます。

次の3件は、いずれも10月の消費税率改定に対応するものとして、令和2年度までの指定管理料に係る消費税の増額分を債務負担行為として設定させていただいたものでございますが、指定管理者と契約書を再確認した結果、当初の基本協定の金額に変更がない場合、税率の経過措置に当たり、旧税率が適用されるため、債務負担の設定を取りやめるものでございます。

補正予算書の1ページにお戻りいただき、第3条は、地方債の補正でございますが、第1項 地方債の追加は、「第3表 地方債補正 1追加」による。第2項 地方債の変更は、「第3表 地方債補正 2変更」によるというもので、補正予算書の9ページをお開きください。

地方債の追加は4件で、1件目、起債の目的「ゆのもと橋耐震補強事業」限度額1,980万円は、現在実施しておりますゆのもと橋耐震補強事業について、令和2年度で実施予定の工事について、国の補正予算に計上され、一部前倒しで事業を実施できることとなったもので、財源として、補正予算債を発行するもの。

2件目は、起債の目的「浜崎小学校屋内運動場改修事業」限度額2,980万円は、浜崎小学校屋内運動場改修事業が本年度の事業として新たに認められたもので、財源として、学校教育施設等整備事業債を発行するもの。

3件目は、起債の目的「下田中学校グラウンド改良事業」限度額1,120万円も同様に本年度の事業として新たに認められたもので、財源として、学校教育施設等整備事業債を発行するもの。

4件目は、起債の目的「単独水産施設災害復旧事業」限度額450万円は、公共水産施設災害復旧事業（10月12日災）の補助対象とならない測量設計業務に起債を充当するもので、4件とも起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

地方債の変更は10件でございます。

1件目は、新庁舎建設事業で、限度額6億5,620万円を1億6,320万円に変更するもので、建設工事費の減額に伴うもの及び土地購入費の一部に起債対象外があったため、減額するもの。

2件目は、非常用トイレ整備事業で、限度額630万円を610万円に変更するもので、事業費の確定によるもの。

3件目は、下田地区漁港機能保全整備事業で、限度額2,710万円を1,130万円に変更するもので、事業費が減となったことにより減額するもの。

4件目は、県単道路整備事業で、限度額720万円を250万円に変更するもので、事業費の確定によるもの。

5件目は、県営街路整備事業で、限度額560万円をゼロ円に変更するものは、負担金が起債対象外となったためでございます。

6件目は、市営住宅解体事業で、限度額2,790万円を2,420万円に変更するもの。

7件目は、過疎対策事業債で、限度額3億900万円を3億670万円に変更するもの。

8件目は、介護老人保健施設大規模改修事業負担金で、限度額1,120万円を1,110万円に変更するもの。

9件目は、単独河川・道路橋梁施設災害復旧事業で、限度額3,260万円を2,260万円に変更するもの。

10件目は、単独林用施設災害復旧事業で、限度額110万円を60万円に変更するもので、いずれも事業費の確定によるものでございます。

また、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

補正予算書の1ページにお戻りください。

第4条、繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表 繰越明許費」によるというもので、補正予算書の12ページをお開きください。

繰越明許費に係る事業は6件で、1件目は、2款総務費、1項総務管理費、公共交通推進事業で、金額は249万円、鉄道施設総合安全対策事業費補助金を繰り越すもの。

2件目は、7款土木費、2項道路橋梁費、橋梁維持事業で、金額は9,731万円、本郷橋測量設計業務1,586万円及びゆのもと橋耐震補強工事8,145万円。

3件目は、9款教育費、2項小学校費、小学校管理事業は、金額は5,000万円で、浜崎小学校屋内運動場改修事業。

4件目は、同款教育費、3項中学校費、中学校再編整備事業は、金額は2,000万円で、下田中学校グラウンド整備事業。

5件目は、10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、公共水産施設災害復旧事業（10月12日災）は、金額は1,280万円で、田牛漁港沖防波堤災害復旧工事。

6件目は、同款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、公共道路橋梁施設災害復旧事業（10月12日災）で、金額は2,286万2,000円で、市道砥川1号線、市道鶴島大浦線、市道大浦鍋田通線の3路線道路災害復旧工事につきまして、いずれも年度内に完了する見込みがつかないため、繰り越しさせていただくものがございます。

それでは、補正予算書の内容につきまして、補正予算の概要で御説明させていただきます。

まずは、2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございます。

統合政策課関係、15款3項1目2節県費・統計調査費委託金109万円の減額は、調査方法の変更に伴う委託金減、17款1項2目1節総務費寄附金2,667万9,000円の減額は、本年度の寄附見込額によるもの、18款2項1目3節庁舎建設基金繰入金20万円の増額は、土地購入費の一部に起債対象外があったため、起債を減額し、基金繰入金を増額するもの、同2項1目4節ふるさと応援基金繰入金172万円の減額は、充当事業の確定に伴う同基金繰入金の減、20款5項5目19節雑入55万1,000円の増額は、市町村振興協会市町村交付金及び過疎地域の自立促進、地域振興に関する研修会等参加事業助成金は静岡県地域活性化協議会助成金の増でございます。

総務課関係、21款1項1目1節総務債4億9,300万円の減額から、4ページ、5ページをお開きください、同11目2節現年発生単独災害復旧事業債600万円の減額までの合計4億7,060万円の減額は、先ほど地方債の補正で申し上げましたが、事業費の減額及び確定等によるものでございます。

選挙管理委員会関係、14款3項1目3節国庫・参議院議員選挙委託金315万6,000円の減額は、選挙実施による不用額、及び18款1項8目1節稲梓財産区会計繰入金は、稲梓財産区管理会委員選挙の無投票による不用額でございます。

税務課関係、1款1項2目1節市民税・法人・現年課税分800万円の増額、同3項2目1節環境性能割・現年課税分150万円の減額及び同4項1目1節市たばこ税・現年課税分500万円の増は、いずれも調定の増減による歳入見込額、20款5項5目14節同級他団体受入金301万1,000円の減額及び同19節雑入733万3,000円の減額は、賀茂地区航空写真共同撮影事業費の確定によるものです。

防災安全課関係、15款2項1目4節県費・緊急地震・津波対策等交付金448万7,000円の増額は、事業費の確定に伴う緊急地震・津波対策等交付金の増、17款1項2目1節総務費寄附金502万9,000円の増額は、防災基金（ふるさと納税分）への寄附金の増によるものでございます。

福祉事務所関係、14款1項1目2節国庫・児童扶養手当負担金40万円の増額は、支出予定額の増額見込みによる児童扶養手当国庫負担金の増、同2項2目2節国庫・児童福祉費補助金30万円の減額は、臨時・特別給付金事業費補助金の減、17款1項3目1節社会福祉費寄附金37万9,000円の増額及び同2節児童福祉費寄附金853万6,000円の増額は、両基金への寄附金の増によるものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

市民保健課関係、14款2項1目1節国庫・社会保障・税番号制度整備事業費補助金78万4,000円の増額は、個人番号カード交付事業費の増、同3目1節国庫・保健衛生費補助金79万4,000円の増額は、母子保健情報連携システム改修事業に対するもの。

環境対策課関係、14款2項3目2節国庫・循環型社会形成推進交付金87万1,000円の減額及び15款2項3目2節県費・環境対策費補助金79万6,000円の減額は、浄化槽設置整備事業に係る対象事業費の精算でございます。

産業振興課関係、14款2項8目1節国庫・農林水産施設災害復旧費補助金205万5,000円の減額は、須原畑山農業用施設の災害復旧事業費の減による補助金の減、15款2項4目1節県費・農業費補助金16万7,000円の減額は、農業委員会事務取扱費、水田農業経営所得安定対策推進事業、機構集積支援事業県補助金の減額及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金の追加、同2節県費・林業費補助金437万円の減額は、事業内容の変更に伴う鳥獣被害防止総合対策事業県補助金の減及び森林環境保全直接支援事業の減は、地場産材伐採・加工業務委託を次年度事業として実施することにより減額するもの、同5目1節県費・商工費補助金71万9,000円の減額は、消費者行政強化促進事業県補助金の減額によるもの、17款1項4目1節林業費寄附金102万8,000円の増額は、みどりの基金への寄附金の増によるもの、同2節水産業費寄附金167万4,000円の減額は、事業費の減による下田地区漁港機能保全整備事業受益者寄附金が減となるものでございます。

観光交流課関係、16款1項1目1節市有地貸付収入6万円の増額は、田牛龍宮窟前市有地の貸付収入、17款1項5目1節観光費寄附金308万8,000円の増額は、世界一の海づくり基金への寄附金の増によるもの。

8ページ、9ページをお開きください。

建設課関係、14款2項5目1節国庫・社会資本整備総合交付金400万円の減額は、事業費確定に伴う防災・安全交付金事業の減、同2項5目3節国庫・道路更新防災等対策事業費補助金2,420万円の増額は、地方道更新防災等対策事業として、ゆのもと橋耐震補強工事追加分、17款1項6目1節都市計画費寄附金579万5,000円の増額は、景観まちづくり基金への寄附金の増によるもの、20款5項5目14節同級他団体受入金75万5,000円の減額は、事業費確定に伴う大山隧道定期点検負担金受入金の減でございます。

学校教育課関係、14款1項1目4節国庫・児童福祉費負担金274万2,000円の増額は、補助率の変更による民間保育所に対する子どものための教育・保育給付費負担金の増、同2項2目2節国庫・児童福祉費補助金1,474万4,000円の減額は、子ども・子育て支援交付金が、県

からの間接補助金となったため15款へ振り替えるもの、同6目1節国庫・小学校費補助金1,683万2,000円の増は、浜崎小学校屋内運動場改修に係る学校施設環境改善交付金の追加、同6目2節国庫・中学校費補助金492万7,000円の増額は、下田中学校グラウンド改良工事に係る学校施設環境改善交付金の追加、15款1項1目3節県費・児童福祉費負担金46万3,000円の減額は、補助率の変更による民間保育所に対する子どものための教育・保育給付費負担金の減、同2項2目3節県費・児童福祉費補助金1,435万1,000円の増加は、多様な保育推進事業の増及び幼児教育・保育無償化推進事業費補助金は、幼児教育無償化に係る支援事業費を国庫支出金から振り替えたもの、17款1項7目1節教育費寄附金282万4,000円の増額は、教育振興基金及び奨学振興基金への寄附金の増によるものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

歳出でございます。

議会事務局関係、1款1項1目0001議会事務54万4,000円の減額は、旅費、印刷製本費等の不用額。

統合政策課関係、2款1項5目0172広報事業48万4,000円の減額は、印刷製本費、同0174都市交流事業9万円の減額は、ニューポート訪問事業添乗案内・通訳等委託、同8目0240地域振興事業322万8,000円の減額は、臨時雇賃金、旧樋村邸耐震診断委託不用額、稲生沢中学校隣接地測量業務委託の皆減、同0241公共交通推進事業10万円の減額は、執行額の確定による下田市自主運行バス事業補助金の減、同0246移住・交流居住推進事業66万円の増額は、空き家バンク登録物件管理業務委託の委託件数が増となる見込みのため、同15目0225新庁舎等建設推進事業4億9,277万6,000円の減額は、新庁舎建設設計管理等業務委託においては、工事監理分の減額及び新庁舎建設工事は、事業執行できないため皆減とするものでございます。同20目0405ふるさと応援基金1,467万7,000円の減額は、ふるさと寄附見込額により基金積立金を減額するもの、同5項2目0660指定統計調査事業109万円の減額は、調査員手当の減額。

総務課関係、2款1項3目0140行政管理総務事務130万2,000円の減額は、臨時雇賃金の不用額、同6目0210財産管理事務39万9,000円の減額は、旧稲梓診療所用地不動産鑑定業務委託は、用地内に権利者が特定できない土地があったため、不動産鑑定業務を延期するもの及び旧稲梓診療所用地測量業務委託及び白浜市有地落石防止工事は事業完了による不用額、同7目0142庁舎管理事業25万6,000円の減額は、不用額、同9項1目0910電算処理総務事業146万円の減額は、補正内容等欄に記載のと通りの委託料等の不用額、同0920ネットワーク推進事業56万6,000円の減額は、不用額、12款1項1目予備費3,283万2,000円の増額は、歳入歳

出調整額でございます。

選挙管理委員会関係、2款4項5目0583参議院議員選挙事務315万6,000円の減額、及び同6目0578稲梓財産区管理会委員選挙事務264万3,000円の減額は、補正内容等記載のとおり、選挙経費の不用額でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

税務課関係、2款2項2目0471資産税課税事務1,140万3,000円の減額は、賀茂地区航空写真共同撮影業務委託、電算処理アウトソーシング（帳票一括印刷等）事業費の確定による不用額でございます。

防災安全課関係、2款7項1目0750交通安全対策事業22万5,000円の増額は、静岡県交通安全指導員設置費負担金、同0753防犯対策事業20万円の増額は、光熱水費（防犯灯）の増、2款8項1目0860防災対策総務事務95万8,000円の減額は、事業費確定により同報無線保守点検及びバッテリー交換委託のほか補正内容等欄に記載のとおり減、同0861防災組織育成事業139万2,000円の減額も、事業費確定による減、同0864防災施設等整備事業39万9,000円の減額も、非常用トイレ整備工事の終了による不用額、同2目0895防災基金276万6,000円の増額は、寄附金増による基金積立金の増、3款5項3目1841災害対策事業81万8,000円の減額は、毛布洗浄手数料の不用額、8款1項1目5800下田地区消防組合負担事務750万9,000円の減額は、下田地区消防組合職員の退職手当負担金の減額に伴う減額、同2目5810消防団活動推進事業補正額はゼロ円でございますが、回線使用料をIP無線機通信料に振り替えるもの、同5811賀茂支部消防査閲大会事業63万2,000円の減額及び同5812静岡県消防査閲大会事業16万5,000円の減額は、査閲大会終了による費用弁償の減額でございます。

福祉事務所関係、3款1項6目1150ほのぼの福祉基金20万9,000円の増額は、寄附金増による基金積立金の増、同3項1目1451在宅児童援護事業91万9,000円の増額は、児童用品購入費助成金に不足が生じるため、同1453児童扶養手当支給事業120万円の増額は、児童扶養手当に不足が生じるため、同1457臨時・特別給付金事業95万7,000円の減額は、児童扶養手当システム改修を委託せずに職員が行ったため委託費の不用額、同10目1730子育て支援基金469万5,000円の増額は、寄附金増による基金積立金の増でございます。

14ページ、15ページをお開きください。

市民保健課関係、2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務61万3,000円の減額は、契約額の確定、同0505住民基本台帳ネットワーク事務78万4,000円の増額は、地方公共団体情報システム機構交付金の確定、3款7項1目1901国民健康保険会計繰出金140万円の減額は、国

保システムの改修費分の減額、4款1項1目2000保健衛生総務事務20万円の増額は、時間外勤務手当、同3目2040母子保健相談指導事業36万2,000円の増額は、国庫返還金、同5目2080一部事務組合下田メディカルセンター負担事務38万7,000円の減額は、事業完了による介護老人保健施設大規模改修事業負担金の減でございます。

環境対策課関係、4款3項5目2380環境対策事務1万7,000円の減額は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金不用額、同2384浄化槽設置整備事業217万2,000円の減額は、浄化槽設置事業補助金の精算予定でございます。4款4項1目2410水道事業会計繰出金444万円の増額は、水道事業で行った配水池耐震診断調査が県の緊急地震・津波対策等交付金の対象となったため、その交付金分を水道事業に繰り出すものでございます。

産業振興課関係、5款1項3目3100農業振興事業13万4,000円の増額は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金として、令和元年8月から9月にかけて大雨等により被災した農業の担い手に対し助成金を交付するもの、同2項1目3350林業振興事業57万円の増額は、事業費の見直しによる増、同3353有害鳥獣対策事業69万1,000円の減額は、鳥獣被害防止総合対策事業費補助金（緊急捕獲活動支援事業）の減、同2目3400市営分収林事業906万4,000円の減額は、地場産材伐採・加工業務委託を工期の見直しにより次年度に実施するため、同3目3450保健休養林管理事業135万7,000円の減額は、爪木崎自然公園花園温室修繕工事業費の確定によるもの、同5目3550みどりの基金56万6,000円の増額は、寄附金増による基金積立金の増、同4項1目3700水産振興事業7万円の減額は、沿岸漁業振興対策事業補助金の皆減、同3目3805下田地区漁港機能保全整備事業1,913万円の減額は、工法の変更による事業費の減、10款1項1目7001公共農用施設災害復旧事業（9月8日災）300万円の減額は、事業延長の精査による事業費の減でございます。

観光交流課関係、6款2項2目4250観光まちづくり推進事業101万7,000円の減額は、地域おこし協力隊の退任による減、同5目4385世界一の海づくり基金169万9,000円の増額は、寄附金増による基金積立金の増でございます。

16ページ、17ページをお開きください。

建設課関係、7款2項1目4550道路維持事業500万円の減額は、敷根1号線道路改良工事業の減、同3目4605県単道路整備事業負担事務511万9,000円の減額は、県負担金額の確定によるもの、同4目4700橋梁維持事業4,346万5,000円の増額は、恵比須橋補修工事業の不用額とゆのもと橋耐震補強工事業を前倒して事業実施するもの、同5項2目5180伊豆縦貫道建設促進事業101万円の減額は、都市計画図書の作成が不要となったため減額するもの、同4目5250都

市公園維持管理事業81万4,000円の増額は、敷根公園指定管理料（リスク分担分）の追加のほか、補正内容等欄に記載のとおり減、同6目5465景観まちづくり基金318万8,000円の増額は、寄附金増による基金積立金の増、同7項1目5600市営住宅維持管理事業401万円の減額は、事業完了による不用額、10款2項3目7434単独河川災害復旧事業（9月8日災）120万円の減、同7435単独河川災害復旧事業（10月12日災）30万円の減、同4目7497単独道路橋梁施設災害復旧事業（9月8日災）350万円の減、同7498単独道路橋梁施設災害復旧事業（10月12日災）50万円の減額は、災害復旧に係る修繕料の減でございます。

学校教育課関係、3款3項4目1600民間保育所事業305万1,000円の増額は、民間保育所に対する補助金及び保育所運営費の増、同9目1749子ども・子育て支援事業8万5,000円の減額は、印刷製本費不用額、9款1項2目6010教育委員会事務局総務事務56万3,000円の減額は、業務委託料の確定によるもの、同3目6020奨学振興事業91万7,000円の減額は、プログラミング教室に係る不用額、同5目6040教育振興基金128万5,000円の増額、及び同6目6045奨学振興基金26万9,000円の増額は、寄附金増による基金積立金の増、9款2項1目6050小学校管理事業4,952万1,000円の増額は、委託料の減及び浜崎小学校屋内運動場改修工事費の追加は、交付金事業の内定により前倒しで耐震対策を行うもの、同3項1目6150中学校管理事業35万1,000円の減額は、委託料の減、同3目6196中学校再編整備事業2,000万円の増額は、下田中学校グラウンド改良工事の追加は、交付金事業の内定により前倒しで改良工事を行うもの。

18ページ、19ページをお開きください。

生涯学習課関係、9款5項5目6550公民館管理運営事業69万円の減額は、事業完了による不用額、同6項3目6752下田市民スポーツセンター管理運営事業39万8,000円の減額は、指定管理料（消費税増税対応分）を減額するもの、同8項1目6900下田市民文化会館管理運営事業312万8,000円の減額は、指定管理料（消費税増税対応分）及び文化会館1階トイレの改修の終了に伴う不用額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第4号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第5号 令和元年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

補正予算書の53ページをお開きください。

令和元年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるも

ので、第1条歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるということで、補正予算書の54ページから55ページ記載とおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げます。

それでは、補正予算の概要20ページ、21ページをお開きください。

歳出でございます。

2款1項1目8010稲梓財産区財産管理事務130万円の増額は、稲梓財産区有地堆積土流出防止工事を実施するもので、須原地区において台風15号により財産区の土地から倒木や土砂が流出したため、これ以上流出しないよう土留め工事を行うもの、3款1項1目8020稲梓財産区一般会計繰出金264万3,000円の減額は、稲梓財産区管理会委員選挙が無投票となったため、選挙経費として一般会計繰出金を減額するもの、6款1項1目予備費134万3,000円の減額は、歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第5号 令和元年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第6号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

補正予算書の63ページをお開きください。

令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるもので、第1条歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,523万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,650万5,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の64ページから67ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げますので、お手数ですが、補正予算の概要22ページ、23ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

3款1項2目1節国庫・国民健康保険制度関係業務事業費補助金139万6,000円の追加は、資格管理のさらなる効率化等に係るシステム改修事業費を受け入れるもの、4款1項1目1節県費・保険給付費等交付金普通交付金5,813万9,000円の増額は、一般被保険者の保険給付

費等の増額分を受け入れるもの、同 2 節県費・保険給付費等交付金特別交付金74万円の減額は、特定健診等負担金の交付決定による減、6 款 1 項 1 目 2 節事務費等繰入金140万円の減額は、事務費等繰入金（事務費分）システム改修に係る補助金を直接受け入れるため、8 款 3 項 1 目 1 節一般被保険者第三者納付金746万1,000円の増額は、納付金の実績により増額するもの、同 5 目 1 節特定健康診査等負担金37万9,000円の増額は、過年度分でございます。

歳出でございます。

2 款 1 項 1 目 8350一般被保険者療養費給付事務3,942万1,000円の増額、及び同 5 項 1 目 8390一般被保険者高額療養費支給事務1,871万8,000円の増額は、療養給付費及び高額療養費に不足を生じる見込みのため、5 款 1 項 1 目 8480特定健康診査・保健指導事業663万1,000円の減額は、健康診査委託の不用額を減、9 款 1 項 1 目予備費1,372万7,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第 4 号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第 8 号）から、議第 6 号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）まで一括しての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 上下水道課長。

○上下水道課長（長谷川忠幸君） それでは、議第 7 号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第 4 号）議第 8 号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第 4 号）2 件を一括して御説明申し上げます。

お手元の、下田市公営企業会計補正予算書の御用意をお願いいたします。

まず初めに議第 7 号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第 4 号）について説明申し上げます。補正予算（第 4 号）の内容でございますが、消費税改定に伴うリース料の調整及び事業完了による他会計から補助金の確定に対応した予算の編成を行ったところでございます。

予算書の 1 ページをお開きください。第 1 条でございますが、令和元年度下田市水道事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるものでございます。

第 2 条は、収益的収入及び支出で、令和元年度下田市水道事業会計予算第 3 条を次のとおり補正するものとし、支出で第 1 款水道事業費用を 1 万3,000円減額し、6 億4,876万6,000円とするもので、その内訳とし、第 1 項営業費用を 1 万4,000円減額し、5 億7,989万6,000円に、第 2 項営業外費用を1,000円増額し、5,987万円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出で、予算第4条、本文括弧書き中「不足する額3億2,331万2,000円」を「不足する額3億1,887万2,000円」に、「減債積立金5,596万1,000円」を、「減債積立金5,152万1,000円」にそれぞれ改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、第1款資本的収入を444万円増額し、2億7,124万3,000円とするもので、その内訳としまして、第7項他会計からの補助金を444万円追加するものでございます。

第4条は、債務負担行為で、予算第5条を次のとおり補正するものとしまして、上下水道料金システムソフトウェアリース料（消費税増税対応分）及び上下水道検針ターミナルリース料（消費税増税対応分）2件につきまして、消費税増税の対象でなかったため、削除するものでございます。

第5条は、他会計からの補助金で、予算第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加えるものとしまして、第10条一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおり定めるものとしまして、配水池耐震診断調査事業補助金444万円と定めるものでございまして、

次に、予算に関する説明でございます。

4ページ、5ページをお開きください。

令和元年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的支出でございます。

1款水道事業費用を1万3,000円減額するもので、1項営業費用1万4,000円の減額は、4目業務費、上下水道検針ターミナルリース料及び上下水道料金システムソフトウェアリース料の減額によるものでございます。

2項営業外費用1,000円の増額は、2目消費税及び地方消費税の調整によるものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

資本的収入でございます。

1款資本的収入444万円の増額は、7項他会計からの補助金の増額でございます。

8ページ、9ページは、既決分の債務負担行為に関する調書でございます。

10ページから12ページを御覧ください。

令和元年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第4号の予定額を増減したもので、10ページ末尾に記載してありますように、資産合

計は、65億4,260万4,000円となるものでございます。

12ページ末尾に記載してありますように、負債資本合計は65億4,260万4,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

13ページを御覧ください。

令和元年度下田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュ・フローが2億4,444万5,000円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス3億3,374万円、財務活動によるキャッシュ・フローが4,092万9,000円となり、資金減少額がマイナス4,836万6,000円となるものでございます。令和元年度資金期首残高3億526万5,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が2億5,689万9,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第7号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第8号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

補正第4号の内容でございますが、収益的支出におきまして、事業完了による不用額の減額及び消費税及び地方消費税の減額、資本的収入におきまして、事業完了による事業債の確定等に対応した予算の編成を行ったところでございます。

下田市公営企業会計補正予算書の21ページをお開きください。

第1条でございますが、令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出で、令和元年度下田市下水道事業会計予算第3条を次のとおり補正するものとしまして、支出で第1款下水道事業費用を469万1,000円減額し、7億9,142万3,000円とするもので、その内訳としまして、第1項営業費用を369万1,000円減額し、7億203万円、第2項営業外費用を100万円減額し、7,888万円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出で、予算第4条、本文括弧書き中「不足する額3億4,742万6,000円」を「不足する額3億4,749万6,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,368万7,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,358万8,000円」に、「利益剰余金予定処分額1億561万1,000円」を「利益剰余金予定処分額1億578万円」にそれぞれ改め、資本的収入の予定額をの次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、第1款資本的収入を7万円減額し、3億3,873万3,000円とするもので、その内訳としまして、第1項企業債を100万円減額し、1億9,200万円、第4項受益者負担金93万円増額し、287万円とするものでございます。

第4条は、企業債で、予算第5条を次のとおり補正するものとしまして、表中の過疎対策事業債で限度額1,500万円を1,400万円、限度額合計1億9,300万円を1億9,200万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、予算に関する説明でございます。

24ページ、25ページをお開きください。

令和元年度下田市下水道事業会計予算実施計画の収益的支出でございます。

1款下水道事業費用を469万1,000円減額するもので、内訳としまして、1項営業費用369万1,000円の減額は、2目処理場費は委託料の減額、4目総係費は貸倒引当金繰入額の増額、2項営業外費用100万円減額は、2目消費税及び地方消費税の減額でございます。

25、26ページを御覧ください。

資本的収入でございます。

1款資本的収入を7万円減額するもので、内訳としまして、1項企業債100万円減額は、1目企業債は過疎対策事業債の減額、4項受益者負担金93万円の増額でございます。

28ページから30ページを御覧ください。

令和元年度下田市下水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第4号の予定額を増減したもので、28ページ末尾に記載してありますように、資産合計は、115億8,781万9,000円となるものでございます。

30ページ末尾に記載してありますように、負債資本合計は、115億8,781万9,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

31ページを御覧ください。

令和元年度下田市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュ・フローが3億3,251万8,000円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス1億4,021万2,000円、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス1億9,366万5,000円となり、資金減少額が135万9,000円となるものでございます。令和元年度資金期首残高、4,745万3,000円から、資金減少額を除きますと、資金期末残高が4,609万4,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第7号 令和元年度下田市水道事業会計補正

予算（第4号）、議第8号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 議第4号議案から議第8号議案まで、当局の説明は終わりました。

ここで休憩したいと思います。午後1時まで休憩といたします。

午後 0時 0分休憩

---

午後 1時 0分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第4号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第8号）に対する質疑を許します。

1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） 補正予算書概要の10ページをお願いいたします。事業名で0210事業、財産管理事務の部分になります。旧稲梓診療所用地不動産鑑定業務委託ということで御説明の中で、一部に土地の所有者が特定できずということで事業費の減額補正がございましたが、こちらの事業につきましては、今後引き続き、この事業を継続していくものか、また本年度をもって事業を終了するものか、また土地の購入、もしくは売却、それに付随する今後の用途といった計画が分かれば御説明いただきたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） 旧稲梓診療所用地につきましてですけれども、かつて診療所として下田市が建てまして、今は、平成14年の3月に医師が退任したことによりまして、その後、閉鎖され、建物のほうは取り崩したものでございます。

今、総務課管理の普通財産として、今回、測量して不動産鑑定をして、売却しようとして事業を行ったものでございます。今回、測量している中で、その中の筆の一部に所有者の、多分お亡くなりになって、それから相続されてないんだと思うんですけども、所有者が現在不明の土地があったということで、端でなくて真ん中といたしますか、下田市の土地の中にあるものですから、その所有権移転ができないと売却することもできないということで、今回、不動産鑑定の費用のほうを見送ったということでございます。ただいま、その土地の所有権の移転につきまして市の顧問弁護士と相談中でして、そちらのほうが解決できれば、取得する方向で解決したいなと思ってるんですけども、その後、まとめて市有地として、とりあえず売却を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 補正予算概要10ページです。2款1項8目の0246移住交流居住推進事業で、750万6,000円に増額の補正で66万円ということで、予定よりも登録数が増えているということで非常にうれしい増額かと思いますが、予算も大きいだけに、これまでの登録のその成果、それからできれば成約数、あるいは地区も分かれば教えていただきたいをお願いします。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 移住交流につきましては、空き家バンクの登録に関するものでございまして、2月10日現在でございますが、現在19件の登録がございます。そのうち成約件数が4件ございまして、売りが1件、賃貸が3件となっております。交渉中の件数が6件ございます。地区別についてですが、ちょっと細かい数字は分けてないんですけど、吉佐美で4件ございます。蓮台寺で1件、椎原1件、四丁目1件、西本郷1件、六丁目1件、大沢1件、須原1件、白浜1件ですね。あと外浦が2件、河内が1件、中が1件、二丁目1件。白浜はすみません、白浜2件ございます、すみません。今ちょっとざっと、表を見てやったもので、申し訳ございません、今そういった状況になっております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） 1点よろしく願いいたします。

概要の14ページ、産業振興課絡みです。05、02、02、3400市営分収林につきましてですが、減額が大分大きな、900万円絡みの減額になっておりますけども、内容につきましては、地場産材の伐採と加工業務委託になっております。これはあれでしょうか、既に業務が終了して確定した数字ということでしょうか。そしてさらに、新庁舎の内装につきまして、地場産の板を使う云々の話がございましたが、それに使う予定のものであるかどうかを教えてください。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） 3400番の市営分収林事業についてでございます。

議員おっしゃるとおり、こちらの業務はその新庁舎の議場及び2階の待合室の天井のルー

バーに使うために、市営の分収林から木材を伐採しまして、それを加工するという業務になっています。9月補正でこの予算について計上してお認めいただいたところではあるんですが、庁舎の建設の時期が、いろいろ土地の問題ですとか、そういった契約の問題ですとかもありまして、庁舎建設の工期がずれたものですから、こちらの伐採加工業務につきましても令和2年度で全てを行うというふうにしてたものでございまして、なので令和元年度分の予算をこちらで減額し、令和2年度に伐採加工業務を全て行うというふうに変更したものでございます。

本来であれば令和元年度中から伐採をする予定だったんですが、その部分について減額しているというものでございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 資材については庁舎で使う予定となっております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありますか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 補正予算の説明書の4ページについてお尋ねします。

今日の朝、早速この差し替えられた資料であります、敷根公園、下田市民文化会館、それからスポーツセンターですか、これの消費税が8%から10%になると、したがって増額が必要だと、こういうことで当初資料が出されたかと思うんですが、経過の中で、経過措置で8%のままでよろしいので削除したと、こういう経過ではなかったかと推測するわけですが、そういうことでいいのかと、そういう経過なのかということが1点であります。

そして、それらの消費税の事実がどういう経過でそのような判断が明らかになったのかと。具体的には、これは敷根、市民、それからスポーツセンター、それぞれ教育委員会の管轄のものであろうかと思うわけでありまして。したがって、教育委員会のチェックの下で、それらのものが据え置かれることという判断をしたのか、それとも財政当局でしたのか。そうであるとすれば、今この時点になって、このような消費税の理解をしてないのかというような疑問さえ持たれるような結果というのはなぜ生じたのかということが1点目としてお尋ねしたいと思うわけでありまして。

それで、言わずと分かってると思いますが、私は平成26年の議会、今年度の9月、12月議会でも振興公社に関わる節税を、この運営の合理化と節税の対策をすべきだと、市長のほう

はグレーの部分があるからできないんだと、グレーの部分というのは豊田市の外部監査の監査報告の文書によるんだと、その内容は云々という形になってきてますので、それらも含めて、当局のこの税に対する研究というのに不信感を持ってると、不十分じゃないかと、こんな思いがするもんですから、その経過をお尋ねをしたいと思うわけであります。

それから、水道事業のほうで聞いたのがいいのかもしれませんが、440万円の配水池の調査を補助金として水道課のほうに出すということですが、水害や地震がある中で、配水池の水をきっちりと確保して市民に提供できるという体制をつくっていくためには、配水池の耐震の工事というのは大変必要なことだろうと思うんですが、どういう内容のものになって、この補助金でどこがどういう具合に整備されるのかと。後ほど、水道課のほうで聞いたほうがいいのかもしれませんが、交付してる側として、どう考えるのか。

○議長（小泉孝敬君） 沢登議員、水道のほうで、後でよろしいですか。

○13番（沢登英信君） ああ、そうですか。いや、この一般会計のほうで交付してますから、みどりの基金のほうで出してると思うんで、そこら辺の捉え方は当然。

〔発言する者あり〕

○13番（沢登英信君） 違いますか。であれば、違う答弁ということでしていただければと思います。

それから、新庁舎の工事が入札不調により、この債務負担行為を削減をするんだと、こういう御説明をいただきましたが、具体的にどういう訳で入札不調に至ったのかと、こういう根本の説明を当局は全くしてないと私は思うわけです。ですから、オリンピック及びパラリンピックを間近に控えて、資材が高騰したと、それが高止まりしてるんだと、こういう発言を全協の中でいただいているわけではありますが、鉄鋼や木材、あるいはベニヤ等の資材を調べれば、ここのところずっと下がってきてるわけです、28年度がピークであって、29、30年度は資材も下がってるというのが実態であります。そういう状態の中で、オリンピックやパラリンピックを理由にして、資材が高騰したから入札できなかったんだと、こういう理由で議会を過ごそうというのは全く事実を反映してないと私は思うわけであります。本当の意味での入札不調がどこにあったのかということは、当局としてきっちり調査をし、反省をすべき課題ではないかと思うわけでありますが、それらがどういうことになっているのかと。

それから、それに併せまして、全協の中でたしか開発許可の問題が出たかと思うわけでありますが、開発許可の申請を県知事ですか、県のほうにしてなかったと、してたのか、ちょっとそこら辺が僕の理解も曖昧かもしれませんが、開発許可の経過というのはどういう具

合になってるのかと、そして開発許可というものは法的にどういうものなんだとかいうことの説明を含めて御答弁をお願いしたいと思うわけであります。

とりあえず以上、お尋ねいたします。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） すみません、敷根公園の指定管理料の消費税の関係ですけれども、補正をいただいた際には、すみません、10月以降、新税率が適用されるという考えでやっておったんですけれども、改めて確認したところ、うちのほう、基本協定をまず平成29年11月10日に締結しておりまして、令和2年度までの指定管理料の額を定めておりましたので、税率の経過措置、これ、平成26年の指定日、平成25年10月1日から平成31年3月31日までに締結した契約に当たりまして、令和2年度まで旧税率が適用されるということが確認できたものでございます。

すみません、以上です。

○議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋 出君） 私のほうからは水道の配水池、耐震診断業務に440万円、繰入れの関係なんですけれども、概要書の4ページをお願いいたします。防災安全課の県費・緊急地震津波対策等交付金というところで、448万7,000円の補正の増額をしていますけれども、このうち上下水道課の分については、こちらの項目が補助金に値するということで、3分の1、県費補助を入れてあります。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 庁舎の不調になった原因でございしますが、高騰という理由を何度も申し上げさせていただきますが、理由はそれに尽きるとしております。内容としましては、実際に設計をする場合は県の標準単価だとか、経済物価資料とか、そういった積算資料、あるいは、それがないものについては、業者から見積りもらって、最低の価格を使ったりと、そういうものを使って設計を組んだところであります。

それで今回不調となった、金額があまりにも差がございましたので、いつも入札に際しては積算内訳というのを業者から提出してもらっております。その内容について、業者にもちょっと協力いただいて、実際に見積もった内容について、細かいことは言いませんけども、ちょっと分析をさせていただきました。そういうような協力を得てやったということがございます。そうしたところ、やはり鉄骨類が、私たちのそういった標準的な積算方法と比べた

中で、1割、2割と膨らんでおり、それは私たちが業者から取った見積りには、いろんなコンサルタントがいろんなメーカーから見積りをもらったり等して、その中でこれできるといいう価格を設定しておりますが、実際、市場はその一番安いメーカーから入るということじゃなく、実際にその中で受け入れられるメーカーを追っていくと、一番安いメーカーの設計を採用できないとか、そういう状態がありました。そういった中で実際に、要は下田市で、この近隣で請け負う業者の市場単価というものが1割、2割と上がっていたことが要因と考えております。

人件費につきましては、これについても東日本大震災以降から、ずっと当初は1万3,000円だったものが31年度は1万9,000円程度に上がっております。高止まりという中で、今後もちよっと見通しが見えない状況で、それについても、すみません、人件費の細かい分析はまだできないのですが、それもまだ、もしかしたら上がり続けていて、人材確保という点からすると、それについてもちよっと不明確なところがありますが、それも想定を超えていた部分と思っております。今、それについて再調査し、新年度に予算を増額して上程させていただきたいという内容でおります。

開発行為につきましては、一定の開発をするに当たっては申請しなければいけない制度で、許可でございまして、一度書類は一式出しておりますが、その中で今回、入札不調という結果になりまして、設計をどうするんだ、どうするんだというのがちよっといろいろ協議して行く中で、一旦取り下げしてほしいということで取り戻して、今、手元にある状態で再度申請に向けて進めていきたいと考えております。

以上です。

○13番（沢登英信君） スポーツセンターと市民文化会館の件については説明がございませんが。

○議長（小泉孝敬君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木美鈴君） 消費税を元に戻した経緯でございますが、建設課と同じように、4月の段階で、31年の4月1日に結びました年度協定書を基に税務署で判断させていただいて、そこで10%という判断になったわけですが、実際、運用しようとしたところ、もう一度確認ということで、建設課の方々と、まずは建設課の方に気がついていただいたんですけども、共にまた税務署に参りまして、その前の29年の12月に基本協定書を結んでるということで、そういたしますと、そのところで令和2年までの指定管理料を決めていますので、経過措置の25年10月1日から平成31年3月31日までにあった契約ということになりまして、

消費税は8%という回答をいただきました。このような事態になってしまったことについては大変申し訳なく思っております。

終わります。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 統合政策課長の答弁は大変僕はおかしいと思うわけです。3つの部分に分けましたよね、建築工事と、電気設備と、機械設備と。しかし、機械設備は落札してるわけです。どうして機械設備は物価の値上げがなかったのかと、どうして建築と電気だけが落っこったのかと。しかもこの答弁の中に、設計を幾らで頼んでるんですか、この安井等々の3者に設計、頼んでますよね、建築の始まると、監理まで頼んでるわけですから、1億4,000万円からの費用を予算上は取ってるわけです。そうしますと、その設計に基づいて入札したにもかかわらず、それが落札できなかつた。当然、設計者も責任というものが出てくるんだろうと思うんです。当局、市長の責任はもちろん、設計者の責任も出てくると。その設計者の責任というのはどういう具合に考えてるのかと、どういう話合いがされてるのかと、設計者は何で落札できなかつたという判断をしてるのかと、基本的な答弁を議会に課長は出してないと僕は思うわけです。あるいは全く検討してないと。

何でこんなことを言うかというのと、3億5,000万円積んだところで落札できなかつた原因が明らかにならない以上、また次の入札も落札できないと、こういう可能性というのは十分出てくるんじゃないかと、そんな新年度予算を審議できるのかと、こういうことに私はつながっていくんだろうと思うんです。ですから、そこのところは真剣に、どういう訳で設計者はこのことをどのように考えてるのかということが1点です。

それからもう一点、全協の中で、当局はこの設計の見直しをするんだと。ある議員は、これは設計の見直しではなくて、積算の見直しではないかと、こういうことを言われました。当局の見解はどっちなんだと。これが単純なる積算の見直しだということになりますと、この河津さんはじめ、建築の入札方々は落札できなかつたんですから、設計書は変わらないということになれば、入札する資格がないと、こういうことになってくるんだろうと思うんです。設計を変更したのであれば、同じ人がまた入札することができると、しかし設計の変更がなくて、単に積算の数字を変えただけだということになれば、もう一度、同じ設計図で入札してるんですから、で落札できなかつたんですから、その業者は、そのジョイントは入札する資格がないと、こういうことが判断されることになるんだろうと思うんです。

それで条件付一般入札の条件は変えないと、地元の人にやってほしいんだからと、それは

結構ですけども、それはそれで1つの政治的な判断ですから評価いたしますけども、そうであれば、そういう矛盾が出てくるんだということをどのように理解してるのかと、お尋ねしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 3種類のある、建築、電気、機械ですか、のうち機械設備については落札しましてというところにつきましては、こちらについてはメーカーと見積り等の、この価格で取れるだろうと見積もった設計額と業者が、こちらも2回目で落ちたんですけども、そこについては業者さんも何とかやれるという範囲だという結果であると、それしかないと思っております。電気と建築につきましては、その差額があまりにも多かったということは、すみません、何遍も申し上げますが、それが設計価格と乖離したと。

コンサルタントの責任ということにつきましては、先ほども申し上げましたが、公共工事というのはある一定の下に基準を持って積算を積み上げております。その結果、先ほども何度も同じ答えになって申し訳ございませんけれども、実際に市場で出回る価格、売り手側が今、仕事がたくさんございまして、なかなか買い手のほうの都合のよくという言い方は変ですけども、いかない、見合わないという中で、コンサルタントは標準のやり方をもって、より安く設計して受注していただくという趣旨の下に設計していただいておりますので、そこについては責任とか、そういうことはなかなか言えないと私は考えております。

設計内容を見直しか積算内容を見直しかといいますと、積算内容見直しと言いましたのは、今回の原因が人件費だとか資材とか、そういった価格に関わるものが一因としては大きいので、そこに対しては積算見直し。設計見直しというのは、今回併せて浸水対策としまして機械のかさ上げ等もやっていきたいと思うんで、そこについては設計見直しということで、全体から総合すると、前回の工事内容と比べて変更もございまして、トータル的に言えば設計変更ということで私は考えております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。3回目です。

○13番（沢登英信君） 先ほど開発許可のことについて聞きましたけども、出したけど取り下げたと、それがどういう法的根拠に基づくもので、どういう手続で、どこがどう判断、誰がどう判断して、何のためにそういう開発許可が必要なんだと。このぐらいの期間や、こういうところがチェックされるんだと、こういうことについて答弁願いたいと、こういう思いで質問したんですが、全くこの返事が返ってきておりませんので、御答弁を再度お願いをした

いと思いますし、ここで分からなければ、後ほどきっちり資料として御提出をいただきたいという具合に思うわけです。

それから積算の見直しとポンプや等々を2.2メートルですか、あるいは2.5メートル上げたから、これが設計変更だと。こういうことが一般論として設計上、それが設計変更という具合に認められるものなのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。私はそんなのは設計変更にあたらないという具合に思うわけです。当局も設計変更については基本的なものはやらないと、軽微なものだと、こういうことを市長自身は答弁されてると思うんですが、ポンプを上へ上げればこれは設計変更だと、だから3億5,000万円もかけるんだと、余分な費用が必要になるんだと、こんなことはとても理屈に合わない、市民が納得できることではないと私は思います。統合政策課長の常識というのはどういう常識なのか、今言ったことが常識なのか、改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 開発行為につきましては、3,000平米以上の行為に係るものについて、県のほうに許可申請をし、許可いただくというものでございます。

それで、3億5,000万円と新年度当初にもう出ていますので、それに対しておっしゃっているのかと思うんですけども、その中の一部がかさ上げ対応に対する部分で、そこは設計、いわゆる当初設計になりますので、設計変更とかという言葉が適切というか、前回の設計に対比して変わっている部分です。その他の内容については変える予定はございません。

それで積算というのがすみません、要はその価格ですね、資材価格や人件費等、そういった価格を今の市場価格に合ったものを見直していくために、それも含めて、大概がその部分を占めますが、それを含めて3億5,000万円という内容でございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） それを認めるか認めないかということはございましたが、軽微な変更と言ったのは、当初、1月、それ入札上、今の不調になった内容で、落札者がいて発注した場合、軽微な変更で増額して、かさ上げ等を施したいという考えもあったことに対して軽微な変更という使い方をしておりましたので、それを認められるかどうかといいましたら、認められると私は思っております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ほかに。

11番 進士為雄君。

○11番（進士為雄君） 同じく庁舎についての話になりますけれども、3つに分けて入札した中で、1つは落札したと、機械設備については。今回、債務負担行為は全部取り下げるわけですが、ちょっとその辺の流れが私も分からないんですけど、皆さんも分からないんじゃないかと思えますけれども、今後どうなっていくのか。

もう一点は、先ほど、ちょっと沢登さんの意見にも若干関係するかも分かりませんが、不調が出れば、以前であれば、指名入札なんかの場合は、指名を入れ替えて入札して、取ってくれるところがあるかというのを、そこを探るわけですが、今回は何ですか、一般競争入札になるのかな、制限付か何かで。例えばエリアを決めてやったら、エリアを広げて、今の設計金額でもう一度やるという選択業もあるんじゃないかと思えますけれども、その辺をやらなかった理由。

それと、今、口頭でお話してはいますが、資材とか、そういうものの単価が大分違うと。それは設計者の責任は回避できないですよ、私の感覚からいけば。例えば金額入れる時期というのは当然分かるわけで、それが突然、要するに3億5,000万円、材料費が上がったなんていう話にはならない。当然、要するに一定の金額で発注してあるわけですから、設計者には。その中で努めるという、その中に入れるという設計者の判断、いわゆる設計事務所を入れるということは、なかなか大きな設計は自前で、職員でできるわけないんで、専門家に任せるわけですよ。専門家がそのぐらいのことが分からなくてどうするかと思えますよ、そういう面では。じゃあそのときどうするかといたら、じゃあぜいたくな設計してたのか、してないのか。例えば20億円で収めるには、サッシをもっと安いやつにするのか、例えば下にある、こういうタイルでも何でもいいですよ、そういう意匠も含めて安く収めるという、A案、B案って出しながら、要するに役所のほうに指示をうかがうというのは普通ですよ。そういうことがあったのかないのか、その辺のところを聞きたいなと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） まず現在、補正予算で、落札されている機械を含めて削除したということに対してでございますが、債務負担を組んでおりまして、建築工事本体が契約されたときに機械設備も契約するという、入札の参加を募ったときの条件がございまして、本体工事が契約されないので、機械設備も契約されない状況です。財政法のルールといたしまして、当該年度に計上された債務負担行為は、当該年度に本契約されないものについては

執行されるということで、今回、建築本体工事が契約できる見込みがもうなくなりましたので取り下げるものでございます。

今後の進め方につきましては、来年度当初予算に計上させていただいている範囲の中で、機械設備も含めて市場価格、人工等も上がっていくと思いますので、それも含めて機械設備はかさ上げも含めて、設計を再度見直し、契約手続をやっていきたいと考えております。

指名替えとしてエリアを拡大してはという御意見ございましたが、私たちも一度そういうこともちょっと考えたのですが、あまりにも、これは私たちの想定です、聞いたわけではないんですけども、あまりにも乖離し過ぎてて、エリアを広げたところで積算の内容を見直さない限り、受注される機会は少ないと判断しました。その中で設計の積算内容を見直すのであれば、いま一度、市内業者の活性化とか、そういったものを含めまして、いま一度、市内業者を条件を変えずに受注機会を、生意気な言い方もしれませんが、設けたいと、そう思って、その次のことはまた考えますが、それでも市内業者が参加する条件の中で受注、発注していきたいという考えでございます。

それで、意匠などのぜいたくな設計になってないかということでございますが、当初設計に当たりましては、ぜいたくのないよう、標準的という言い方、具体的でなくて抽象的で申し訳ございませんが、標準的な材料を使っております。今回その見直しの中では、その標準的な材料についても、設計の何か意匠が著しく変わらないこと、見ばえが悪くならないこと、景観に支障がないことなども含めて、できる限り安価なものについて検討して、押さえていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○11番（進士為雄君） 設計事務所の責任は。

○統合政策課長（平井孝一君） 議員はもう当然、今までいろんな工事を経験されて、発注した経験で、やり方としては進士議員がおっしゃったやり方が普通というか、通常です。ただ、今回、その内容のあまりの、何度もすみません、同じ答えばかりして申し訳ございませんけれども、あまりにもその内容が乖離してて、業者さんはその中で最低限の、市のためと言ったらおかしいけど、最低限の設計を組んでくれたと私は理解しておりますので、今、責任とか、そういうことを。ただ、その中でも現在の市場とかをもっと、すみません、沢登議員の質問でもそうなんですけども、こういうのを当たり前だとは思っておりません。今回こういったこと、内容になったことについては、私は深く反省して、改めて今後ちゃんと、コンサルタントも含めて、もっと市場をちゃんと見た中、設計を組むように指導していきたいと

思っております。

話戻りますが、今回コンサルタントの責任追及まではいけないのかなと私は考えております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 11番 進士為雄君。

○11番（進士為雄君） 市内の経済を考えて、広域でもう一度、入札するというのは考えなかったというようなことだろうと思うんですね、今のお話だと。

それと、ちょっとあれなのは、やはり設計、ここで例えばちょっと基金とか何かを告示して、庁舎基金に入れますよね、3億円ぐらい。少なくとも3億円ぐらいの金が必要だという話になろうかと思う。予算ももう少し見れば、もっとはっきりしますけども。3億円というのは、ちょっと材料費だけじゃなかなか言いづらいんじゃないかな。3億円違えば、最初にじゃあプロポーザルのとき、20億円だったか22億円だったか、ありましたけど、ほかの業者さんも要するに3億円足せばこんな設計するというやつが出てくるわけですよ。今言うように、業者さんのほうが、私はこの絵を見てれば全く変わってないわけですよ、当初から。プロポーザルで、提案というよりも、プロポーザルはあくまでも業者を決めると、その考え方の信頼性だとか内容について業者が決めるという中でやるわけですけども、プロポーザルの絵と基本設計とほとんど変わりませんよね。変わったのは、1階にある議場が3階に変わっただけで、ほとんど変わらない。

そうなってきましたと、やはりそのものの設計が、要するに今、豪華とか何か、いろいろ言ってますけども、私も。お金がなかったら3億円下げて、最低限のサッシだって、最低限の何ですか、そういう化粧をするのが一般的な、自分が家を建てるときに2,000万円しかなくて、2,300万円出せと言ったって、出さなけりゃやらないですよ。グレードを下げますよね、1部屋小さくするかも分からない。そういうことは設計事務所は当然、提案してこなきゃいけないと思うんですよ。だから、課長が設計事務所の責任はないと言うけれども、まず条件は20億円なら20億円で建築はやるという条件があって、それでできない、どこができないかという議論をしなければいけないですよ。そういう議論のやりとりをやってないと、業者の思い、要するに設計事務所の思いの建物を造るだけの話で、それが23億円が25億円でもそういう話になって、ここへ来て、緊防債のお尻が決まっているから、我々は、それに対しての損得考えたら、23億円でも通さざるを得ないというふうにはどっかでは思うけども、この3億円出したことによって、今後の下田の財政ですよ、要するに前財政課長は幾らと幾ら

という言い方をしてみましたよね、中学校では幾ら、大型事業として、庁舎は幾らと。それが1つの将来財政の中での何だろう、安定した財政運営だという言い方してて、ここへ3億円出して、財調から1億円でしたか、ふるさと納税から1億7,000万円とかという話は聞いてるんですが、その財調というのは毎年予算を組む財源じゃないですか。その中で1億円持っていくということは、今後どうなのかなということも考えられるわけですよ。物すごく要するにそういう面では今後の財政運営がきつくなるんじゃないか。

そういうことを考えると、何で要するにもっと安価な造り方を考えないのかなと思うんですけどね。それは今の課長に言うのもちょっと酷なんだけど、途中で引き継いでるわけですから。やはりその辺の要するに業者の責任というものは、私は免れないと思ってますよ。それを認めた当局の責任も。当たり前じゃないですか。だって、お金がなけりゃ、そんな豪華なものを建てませんよ。ガラス張りで、ああいうものが果たして安価な造り方なのか。例えば今の庁舎のこういう窓があって、何だ、窓が全面窓じゃなくて、開ける窓でもいいわけですよ。ですから、サッシ1つ取ったって、安いやつだって、高いやつだってあるし、その辺のところを多分、20億円に合わせるがために何本に切ったということであれば、これだってやっぱり業者の責任ですよ。入札不調というのは結果ですからね。要するにこちらの出してきた、何ですか、条件に満足できなかつたら、結果でもう判断するしかない、誰かが判断、要するに責任を取ってもらわないと、どういう責任の取り方がいいのか、それは分かりませんが、そんな気がします。

ですから、例えばこれから中学校もございますけども、中学校だってどうなるか分かりませんよね。中学校だって同じ、ちょっと1年ぐらい遅れて設計し始めたかも分かりませんが、それだって、じゃあ資材が上がってるというので不調が出たら増やすんですか。そんなことを考えてくると、もう少し将来の財政のことを考えたら、ちょっとその3億5,000万円とか言われてる、3億円とか言われてる金が、すんなり、はい、そうですかと言えることではない。

あと今後、委員会のほうでいろいろあるかと思いますが、業者の説明も聞いたり、いろいろあると思いますよ。もっと言えば、審査員とは言わないけども、審査員だっておかしな話ですよ。あの要するにプレゼンテーションをしてる中で、専門家ですよ、審査員だ、それを見抜けなかったのかと。審査員になかなか責任を持っていくの、嫌ですけど、その後どうにでもなりますから。要するに何かしたら、プロポーザルですから、設計を通したわけじゃないんで、それがそっくり同じ絵が出てるようであれば、やっぱり当局の責任

は相当大きいんじゃないですかね。その辺、どう思いますか。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） プロポーザル等の責任ということですが、審査委員会を持ちまして、おっしゃられましたけど、その中でコンセプトを持って、それを採用したということで、方向としてはちゃんとしたルールに基づき、今回に至っているものと考えております。特徴としては人工地盤等もございまして、2階からのアクセス、これから迎える高齢者、子供たちのアクセスも配慮した中の設計だと理解しております。ぜいたくな設計にならないということは本当に肝に銘じて、構造とか耐力に影響がないよう、議員もおっしゃいましたけど、サッシとか、そういったものについていま一度見直して、価格を抑えるように努めていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（小泉孝敬君） 11番 進士為雄君。3回目です。

○11番（進士為雄君） 今、人工地盤という言い方を課長しましたけども、人工地盤は少なくとも、ほかのプロポーザルの提案にはなかったと。5,000平米の建物プラス人工地盤だから、当然、人工地盤の部分は高くなるのが当たり前ですよ。ただ、人工地盤が将来において、例えば今言われたように、高齢者社会になったり、利便性とか何かのことを考えたときに、どうしても必要であれば、その分、高くなってもしょうがないかなという、僕は個人的には思ってます、個人的には。それは皆さんがどう思うか分かりませんが、ただ、今言うように、そういうサッシとか何かいろんな部分でぜいたくな、サッシだけじゃなくて、ほかにもいろいろあると思うんですけども、項目は建築はいっぱいありますから。ですから構造的にどうのこうのもあると思いますけれども、それがきちんと理由があれば、多少高くなってもしょうがないと、そう思いますけど、それはやはり、もうこの時点に来て、設計を大きく変えて、じゃあ人工地盤直しなさいという話をしたら間に合いませんよね。だから、そこまで追い詰められて、議会に今出されてることが物すごく遺憾なんだけども。そういう面では、人工地盤だけの話じゃなくて、中によっては要するに人工地盤必要だと思う人は思うだろうし、だけどころこういうものは必要じゃないかというやつまで、多分、委員会通してはそこまで突っ込んだ審議をしないと、対市民に対して言い訳が立たないんじゃないかなというふうに思います。

ですから、ぜひともその辺のところの詳細な内容について、先ほど、要するに人件費だとか、何ですか、鉄鋼だとか、いろんなものが高くなったと。それだけじゃないと思うんです

よ、絶対的に。それだけあったら、とてもそんな金額にはならないし。そう考えていけば、きちんとした資料を出して理解を得るとは理解得たほうがいいんじゃないかと思えますけれども、資料についてはこれから委員会の中でも求められると思えますし、また委員会以外の人にも渡していただいて、最終的な決審のときに、その判断の材料として渡していただきたいなど、そのように思います。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

7番 滝内久生君。

○7番（滝内久生君） 庁舎の問題は後でじっくり。

まず概要の11ページのところに、地域振興事業で稲生沢中学校隣接地測量業務委託285万円の減額、これ、当初予算載ってたと思うんだけど、間違いかな。もし当初予算で載ってて、今回補正ということになると。

〔「ある」と呼ぶ者あり〕

○7番（滝内久生君） あるよね、知ってんの。

どういうあれで今頃になって減額になってくるのかよく分からない。未執行だよ、未執行が多いけど。大変心配してるんで、未執行の多さというのは。減額の理由、執行できなかった理由、その辺を、経過とか、そういうのを教えてください、1点。

次は、同じページの稲梓診療所の不動産鑑定業務委託、さっき土地の真ん中に所有者不明の土地があるから鑑定できねえなんて、あったってできます、やる気があるかないかの話で。当初予算の審議のときに、当時の担当課長は、明日にでも売却の要請があるから、早くやりたいんだよということで委員会の、今、総務委員会のメンバー、そのときの委員が私しか残ってません。ですが、そういう説明を受けました。この1年、待ってましたけど、全然動きがない。前課長には一応、内々に話ししましたが、こういう状態はちょっとまずいですよね。土地が所有者が不明ということであって、何で測量業務委託が執行できたの。代理人を立てて、弁護士事務所さんの弁護士さんが代理人になって、手続を踏んで代理人になって、確定させて測量委託やることができるんだったら、売却だとか何とかって、いろんな問題も解決できるはずなのに、それをしてないということは、何で測量業務委託が執行できるのかというすごい疑問があります。私はこんなことしたことないですけど。

それから、要はその理由と、それから何ていうの、今後の対応だよ。今回こだけ予算を落として、今後どうするのか、今後の展開、そういうものをちょっと教えてください。

当初予算の説明、全然違ってますのでね。

それから3点目、3点目は庁舎の関係ですけど、先ほどから進士議員とのやりとり聞いて、プロポーザルありましたけど、何か勘違いしてる。プロポーザルってコンペじゃないんだよ。あくまでも業者を決めるだけの話であって、業者を決めて、そのとき提案されたものは参考になるんでしょうけれども、そのコンサルさんが決めました、決めた段階で基本設計があるはずですよ。基本設計も一千何百万円とかかなりの金額がそこに充てられてたはずなんですけど、それを省いてるはずなんです。その辺の精算を何でやらないのか、その辺がよく分からない。その辺を、何ていうのかな、説明してもらいたいです。

まず最初に、これだけの30億円の一大事業ですよ、下田市役所の建設事業というのは。それなのに何だか訳分からない言葉だけ並べてるけど、私が理解できないのに、新人の議員さんが分かりますか、手ぶらで。何も資料も出さないでやるということ自体、失礼な話で、よくこの6人の皆さん、怒んねえなと思ってるんだけど、私も言葉だけ聞いてて、概要は分かりますよ。だけど実際にじゃあ委託料の運用どうしていくのか、事業費を増やしていったらどうなっていくとか何とか、起債は何を充当して一般財源をどんだけ入れるとか、そういうのも当然資料としてはつけてくるのが当たり前の話であって、委員会にとっとききましたという話かもしれないけども、そのぐらいの用意をしないで不謹慎という言葉がぴったりだと思います、全然分からないんだから。申し訳ないけど、進士議員と私だけですよ、分かっている。全体の概要の姿を見てるのは。それでも分からない。説明資料なり何なり、変わってるわけですから、その辺のてんまつだとか経過だとか、分かるような、そういう資料を出してもらいたかったなど。今出してもらいたいですけど、それ、出してもらいたいというのが1つ。

それから、設計者との打合わせ記録簿、あれ、よく読んでいきますと、設計者は20億円きついですよとコメントしたところありますよね。たしかあったというふうに記憶しています。その辺から、もう今の単価ではできない、20億円というのでは無理ですよということをおわしてる話なのに、その手当てをしてない。私は30億円でやれなんて一言も言ってません。もっとお金がかかるから、職員が大変だから、実勢価格の予算化をしてくださいと私、言ってきました。削れとは言ってません、増やしてください。その辺は理解してなかったと思いますんで、こういう不調の原因になったと思うんですけども。要は、今回の減額になつてんまつ、様子、これからの展開の予想とか、そういうものをちゃんと資料に表してくれないと分からない、理解しろといったって無理ですよ、これじゃ。

それと、設計者も私は悪いと思います。前回、文書公開で取った後の設計事務所の打合わせ、見たいと思うんですけど、取ってないんですけど、委員会で要求してもいいんですけどね、用意しといてください。

実勢価格を無視してたんじゃないかと。できないものは担当課、分かってるわけですよ。市長が幾らだよと無理強いするから、そういうふうになっちゃった、この結論。よく、この落札しなかったという原因を挙げて、これこれこういう理由で落札しなかったんですよというのを明らかにもつとしないきゃ。資材の高騰なんて前に指摘したじゃない、この場で。人件費もいつだかな、去年、その前かな、4%上がったけどどうなんだ、上がっていくんじゃないかと言ったら、いや、もう積算は見込んでありますよって、たしか答弁を前任の課長はしたと思いますけども。そういう話を言ってるのに、今度は資材単価が上がったんだかんだなんて、それは理由にはならない。もう実勢価格が、もう大体このくらいだなと、私の予想は36億円です、最初から。それを無理やり、選挙の絡みもあったかもしれないけど、言わざるを得ないというのは確かに苦しいんでしょうけど、でも、実際にはできないものはできない。軽自動車、200万円ぐらいか、今。それを買うのに、もっと大きい高級バンを、600万円ぐらいのを買おうとしてるわけだから、それと一緒にですからね。とにかくてんまつを明らかに分かるような資料提示をここでしてください。

それから、開発許可の関係ですけど、開発許可を取り下げたというふうにさっき何か聞こえたと思うんですけど、開発許可が関係者の同意がなければ出せないはずなんだけど、全部取ったのかな。取らないと開発行為の許可申請はできないはずですよ。私も含めて進士議員も、あくまでも開発許可が、許可が下りなきゃ入札やるんじゃないよというお願いというか意見を言いましたけども、無視されたということですよね。開発行為の許可を得ないと、なかなか事業実施できない。これ当然の話で、その辺をしっかりと、市長にげんこつもらってもしようがないんだよ、担当課長は駄目ですよというのをはっきり言わなきゃ、仕事だから。今の課長に言ってもしようがないけど、前任もいるからね。そこが言ったか言わないかの話なもので、だからその辺は、とにかくこの場でてんまつが分かること、委託料の動き、それから工事の動き、工事も三本立てになってますんで、その辺の資料提示を今求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

やっぱりこれだけの入札不調になって、3億5,000万円かな、新年度予算に盛るというの、もうこれ責任問題です。そういう観点からの話が何もないというのは議会に対して失礼だと私は思いますが、いかがでしょうか。

とにかく3億5,000万円の話は新年度でまたじっくり私は聞きますけれども、できる予算を出してもらいたいと思ってますんで、それは新年度の話ですけど、またそのときはそのときで聞きますけれども、とにかくどこに原因があったのかというのを、しっかり事のてんまつと原因をはっきりさせないと、とても新年度予算には計上できないはずで、その辺は実態として持ってると思いますんで、今ここで提示してもらいたいと思います。いかがでしょう。

○議長（小泉孝敬君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。2時10分から。

午後 2時 1分休憩

---

午後 2時10分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁。

総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） 旧稲梓診療所の用地測量と不動産鑑定の関係でございます。今回問題となっております土地は相続者不明の墓地用地ということで、稲梓診療所関係の用地の15筆の中の1筆でございます。市有地2筆に囲まれた袋地となっております。市有地以外に隣接する土地はないものでございます。その土地を含む3筆以外の12筆につきましては、地積更正を行って、登記を行ったところでございます。

現在、その相続者不明の土地でございますけれども、多分、相続人が絶えているというふうに思われますので、その土地は国有地になるのかなという部分もございまして、弁護士に相談をしてるところでございます。

この土地を、一部を除いて境界画定はしてございますけれども、一団の土地として売却したいと思っておりますので、今回は不動産鑑定をやめたということで、そちらの今、所有者不明の土地の問題について解決する時間も分からないので、今回につきましては不動産鑑定をやめたということでございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） まず1点目の、地域振興事業の稲生沢中学校隣接地測量業務の減額についてでございますが、こちらについては統合政策課で所管しております公有財産有効活用検討委員会の中でも取り上げている稲生沢中学校の跡地利用についての中で、有効

な引き合いと相談がございまして、隣接地も含めて一体的な活用もできると、有効にできると考え、話もある程度いけるのかなという見込みの中で、大変申し訳ありませんが、隣接地の測量業務を今後売買、購入等も含めた中で上程させていただいたところでございます。

でも、それにつきましては、名前も言えませんが、諸事情がございまして、白紙になったため、一度今回取り下げていただく経緯でございます。

今また新たなちょっと引き合いもございますけども、そちらについてはまだ本当にすみません、未確定な、こちらに要素が多々ございますので、今年度、そこについては取り下げさせていただいたという次第でございます。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、庁舎に関する資料なんですけど、……いいですか。

○議長（小泉孝敬君） 資料等、あるもんですから、ちょっと暫時休憩して協議をしたいと思っておりますので、担当、滝内議員、よろしいですか。

暫時休憩します。

午後 2時13分休憩

---

午後 2時24分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） すみません、庁舎の関係で先ほど答弁漏れがございまして、すみませんでした。開発許可に関することで、同意書でございますけども、開発許可に関しては進入路を造る際に当たって、分譲地の一部、の土地を使用するため、その分譲地の所有者8名の同意が必要となっております。そのうち6名の方には同意をいただいております、2名の方には申し訳ございません、同意は得られてない状況でございまして、開発行為自体には、あくまで申請自体には3分の2以上というのがございますけど、最終的にはそちらを市道認定する予定でいることでございますので、全体的な同意が必要となります。そうしないと開発行為自体も完了として認められないと思っておりますので、議員がおっしゃるとおり、ちゃんと入札前に手続を終えるよう努めてまいりたいと思っております。

それですみません、ほかの議員の皆さん方も含めて、時間を取らせて大変申し訳ございませんでした。資料作りに関してなんですけども、ここの資料をちょっとまとめるのに、少なくとも2時間は時間をいただきたい、今日中に提出するためには2時間程度、時間をいただ

きたいということでお願いを申し上げたいんですけど。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 私の質問に、何で開発許可という質問に対して、今答弁したような答弁がなぜできなかったのか、ちゃんと明らかにしてください。具体的に答弁してないじゃないの。開発許可、どうなってるという質問してるのに、取り下げたとかというだけの答弁しかしてない。進入路の問題で、8人中6人しか許可を取ってないからできないんだと、こういう答弁を今してるにもかかわらず、何で沢登の質問に対してそういう答弁ができないんだ。おかしいじゃないか。

○議長（小泉孝敬君） 沢登議員、動議という話ですが、賛成者はいますか。

○13番（沢登英信君） 議会の権威に関わる問題ですよ。

○議長（小泉孝敬君） ただ、動議というのは……。

○庶務兼議事係長（中堀啓司君） 動議のていをなしてないですし、賛成者もいませんので、動議にはならないです。

○13番（沢登英信君） 賛成者がいるかどうか諮ってくださいよ。

○議長（小泉孝敬君） 何の動議を提出するのですか。

○13番（沢登英信君） 答弁に対する。

○議長（小泉孝敬君） どういう理由で、どういう動議かというのが不明確なものですから、その賛同者等も。ですからこのまま続けます。

ちょっと休憩、暫時休憩します。

〔「……ばかにしてる……。……質問……。質問しても質問には……」  
と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） それでは、ここで会議時間を延長し、午後4時半から会議を再開いたします。暫時休憩いたします。4時半まで休憩します。

午後 2時28分休憩

---

午後 4時30分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

先ほど沢登議員から、自身の開発許可に関する質問と、滝内議員からの開発許可に関する質問とで異なる答弁があったということについての動議発言がありました。議長としては

動議ではなく、議事進行上の発言と取り扱わせていただきます。

ここで統合政策課長からの発言を求めます。

統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 始める前に、すみません、貴重なお時間を割いていただき、誠にありがとうございます。

今、議長よりお話しがあった沢登議員の答弁に関するところでございますけれども、開発行為に関しまして、取り下げたということにつきましては事実であり、工期の遅れが生じたため、一度設計内容の変更もあるかというところで取り下げてさせた理由でございます。

それで滝内議員の質問の中では、それに関しまして、開発許可の関係者の同意という質問がございましたので、それに対して土地の関係の答弁をさせていただきました。これにつきまして、沢登さんと滝内議員を当然差別とか、そういうことではなく、質問に対して答えさせていただいたところでございます。もし沢登議員におかれまして、それは御理解いただきたいと思いますが、それに対して沢登議員がちょっと不愉快な思い、不満ということに対しては申し訳なく思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小泉孝敬君） 先ほど滝内議員から出てました資料の請求ですが、これについて当局の説明があれば。

統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 改めてよろしく願いいたします。

まず、滝内議員より御指摘のあった資料について、御満足のいけるものかどうか、すみません、分かりませんが、時間をいただいた中、取りまとめさせていただいたものでございます。

まず、新議員もいらっしゃるということで、簡単に経過をちょっと説明させていただきたいと思います。

まず平成29年の10月2日に、9月定例会にて設計と施工監理を1.4億円、補正で可決していただいたところでございます。それ以降、下がりまして、平成29年12月7日には、下田市役所の位置に関する条例を改正する条例を可決し、現在、計画している河内に位置決定をいただいたところでございます。

その後、議員も御指摘があります29年12月22日にプロポーザルの応募要領等の公告を行い、募集を開始したところであります。

平成30年3月17日にはプロポーザルの公開ヒアリングといたしまして6者に参加いただき、

その中から最優秀者、次点者の選定を行い、最優秀者、次点者が随意契約の権利の優先順位と理解していただければと思います。3月19日に優先交渉権の確定を行い、最優秀者、次点者としております。

3月29日に庁舎建設設計、工事監理業務の契約締結を行い、最優秀者、今現在のコンサルタントと契約をしております。

それ以後、ワークショップ、全員協議会の報告を重ね、下がりますが、下から4行目になります、平成30年11月9日には11月臨時会において補正予算を可決いただきました。これにつきましては、基本設計の再構築に係る1,800万円を計上させていただいたものでございます。

その後につきまして、12月7日に庁舎建設に伴う検討会、議場等の見直し案の承認をいただいた、この検討会というのは議会と当局で検討、協議する場でございます。

一番下になりますが、それを伴いまして、31年1月31日に新庁舎基本設計が完了したところでございます。

次のページをお開きください。

新議員も御存じのとおり、令和元年8月6日には土地収用法の事業認定の告示をいただき、令和元年8月31日に新庁舎実施設計図書が完了いたしました。これに伴い、11月19日、新庁舎の建設工事の入札公告を行い、令和2年1月8日に1回目の入札を行ったところ、3工事において不調となりました。1月9日におきまして、2回目の入札を行ったところ、機械設備を除く2件については不調となった経緯でございます。

すみません、不調になった詳細につきましては、また後ほど説明させていただきますが、今まで申し上げました委託工事費、用地取得に関するこれまで執行した事業費について御提示させていただいております。

基本計画につきまして、29年実施しております。測量追加地質調査については29年、30年と債務負担行為により、30年の302万4,000円につきましては追加地質調査に関わるものでございます。下の段の基本設計、実施設計、現場監理業務という3本合わせた合計が、今現在、設計コンサルタントに委託している設計監理業務の総額でございます。

用地取得費につきましては記載のとおり、1億5,802万2,830円で購入を行っております。

次のページをお開きください。

設計金額の比較資料でございます。今回不調となった結果でございます。建築工事、機械設備については、設計額、また今後、見直し等がございますけれども、予定価格ということ

で空欄にさせていただくことを御了承ください。

1回目の1月8日の入札時においては、建築工事2者に参加いただき、不調となった結果でございます。

電気設備については1者のJVが参加し、不調になった結果でございます。

機械設備においても、1回目は2者が参加いただきましたが不調となりました。第2回目につきまして、札の開札を行ったところ、建築工事につきましては2者のうち1者は辞退し、1者が札入れをしていただきましたが不調となりました。

電気設備工事につきましても、2者いたところ、1者にいただきましたが不調となりました。

機械設備については2者が参加いただいたところ、一番札の方が落札いただいた結果となっております。

総合合計のところの一番左の欄が令和元年度に債務負担行為で全体工事費をお願いした25億7,000万円の数字に対しまして、今回の入札の結果を踏まえますと、一番右、対予算不足額というところで4億5,665万円、差が生じているところでございます。これに対し、3億5,000万円という来年度の予算に計上させていただいたところでございますが、これについては市場価格と、先ほどの説明の中でも言わせてもらいましたが、こちらはあくまでも業者さんが入れた数字、実績でございますので、設計業者の意見を踏まえつつ、ちゃんと市場調査を踏まえた中、もっと煮詰めるところは煮詰め、設計についても価格を下げるところは下げるという方針の下、3億5,000万円という予算を提示をさせていただいたところでございます。

次のページですが、不調となった設計と価格について、主立ったものについて記載させていただいております。1円単位とかというのは端数丸めしてありますので、それは御了承いただきたいと思います。主なものとしましては、先ほども申し上げましたが、7番の撤去工事が6,510万円ほどの、鉄骨工事でした、すみません、鉄骨工事って、すみません、分かりにくいかもしれませんが、設計の組立てとしましては、普通に取引する価格と、あと初期経費、会社の福利厚生費とか現場監理する費とか、そういう諸経費が含まれますけれども、その諸経費は入っておりませんので御了承ください。そちらが6,510万円ございました。13番の金属工事については9,300万円との差がございました。15番の金属製建具工事につきましては2,310万円の差がございました。この中を見ますと、全て上がっているものではなく、中にはガラス工事等は逆に3,670万円と安い工事では価格を入れていただいた内容も

ございます。その辺を含めて、今後ちゃんと精査していき、入札に対応できるよう取り組んでまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 7番 滝内久生君。

○7番（滝内久生君） 短い時間でということで、ある程度しようがないのかなと思ってますけど、本来のてんまつというところにはちょっと遠いのかなと思ってます。こんだけ差額があったから予算ということで、新年度予算の計上額からすると、どこをどうやって削るのか至難の業だと思ってますが、それは新年度予算のときにまたじっくり聞くとして。

結局、言いたいのは、議会に対してある程度のところを出してくれないと分からないもので、それはもうある程度、痛いところがあっても、ある程度説明しないと仕方ない話なもので、その辺は逃げないで説明はしてください。あとは、また委員会で聞きますけど。これで全部は多分分からないと思うけど。

それで、稲生沢中学校の測量の関係でも、何で流したかというのがよく理解できなかったけど、また委員会で詳しく聞きますんで、用意してきてください。

それから診療所の測量関係については、どうも合点がいかないというか。いろんな方法あったと思うんだけど、代理人を立てるといふ、選任してやるという方法であれば、境界立会いも成立するし、面積も成立するし、地積訂正やってるといふ話だけど、その真ん中の土地が決まってないのに地積訂正よくできたなと思って。また、それも委員会で詳しく聞きますんで。

要は、全てに関して、もう少し的確に話ししてくれればいいんだけど、ちょっと分かりにくいもので、答え方が。だから今後気をつけてください。

終わります。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

10番 橋本智洋君。

○10番（橋本智洋君） すみません、最後に少し確認をさせてください。

まず、補正予算書の説明書のほうで、27ページの0240事業、樋村邸耐震診断業務委託、これ私の記憶ですと、前に耐震をやったのではないかなと記憶しております。それで耐震ができてないということで、あそこを再開発できなかったというような記憶をしておりますが、私の見落としかもしれないですけど、当初予算の部分でもこれ組み込まれてないんですが、この耐震は何のためにやって、今後どうやって生かすのかというのをちょっとお聞かせ願います。

たいと思います。

それと、33ページの1600事業、これ多様な保育推進事業補助金ということで、これ内容に関してお聞かせください。

あと39ページ、6169事業の下田中学校グラウンド改良工事内容ということで、これ、グラウンドをどのように改良するのか。これ、中学統合に向けての体育館のところ等のグラウンドの改良なのか、その辺、統合と関係あるのかどうかというのちょっとお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 樋村邸に関してでございますが、前に耐震診断をやったのは事実でございます。そのときには建物を一体的に判断した中、耐震不足ということで補強もできないという内容でしたが、あそこにつきましては、住宅、医療棟、また倉庫と仕切りがございまして、そこを個別に診断すれば、また違う結果で出るという意見もございまして、それについて今年度当初予算で計上しました。

なぜやるかということですが、今現在、公共施設用地の公有財産検討という中で、公共施設について有効利用していきたいという1つの案として、ワーケーションという事業にも掲げておりますけれども、そこに対して業者さんの名前はちょっとまだ言えませんが、興味を示して、このロケーションはすばらしいという意見もあつて、そこを有効活用していきたいという中で、使えるものは使いたい。結果的には、住居棟だけは補強工事に対応できるという結果が出ておりますので、来年度以降、それに対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 補正予算書33ページ、3款3項4目、民間保育所事業の多様な保育推進事業補助金20万9,000円でございます。こちらにつきましては、民間保育所に対します1、2歳児ですとか、障害児の受入れに対しましては補助金が出ている。こちらの受入児の増に伴いまして補助金が増額になったというものでございます。

それから39ページ、9款2項3目、中学校再編整備費の中の6196、下田中学校再編整備事業の下田中学校グラウンド改良工事でございます。こちらにつきましては、来年度、新体育館整備に伴いまして、グラウンドの一部が建設用地となるというようなことございまして、現状のグラウンドを使用することが困難となるため、運動会等の行事につきましては、敷根

公園の健康広場の使用を予定していたというところでございますが、今年度の学校施設環境改善交付金事業の採択を受けまして、前倒しで、その未利用の南側の部分ですか、そちらの部分で改良工事を行うことで、グラウンドの使用できない期間をなるべく短縮するというようなことをごさいますして、工事の内容につきましては、その未利用部分の表層、上層、下層路盤の改良、それから今、若干湿っていたり、草がぼうぼうになっているという部分もごさいますので、そちらに多孔管、排水管を入れまして、グラウンドの改良を行うということをごさいます。今考えておりますのは、これから入りますと、大体7月ぐらいにはグラウンドが完成するのではないかなと。夏休み中にグラウンドが改良できれば、それ以降、グラウンドを使用できるというようなことをごさいます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 10番 橋本智洋君。

○10番（橋本智洋君） ありがとうございます。ぜひ樋村邸のほうの公有財産の有効活用、ワーケーションをぜひぜひスピード感を持って、実施していただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第4号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、時間外手当を除く人件費については、総務文教委員会に付託します。

次に、議第5号 令和元年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第5号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第6号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第6号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第7号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 配水池のこの改良をするということですが、どこの配水池を改良するのかと。特に配水池の問題は下田配水池、それから新たに、これは5,000トンだったかと思いますが、3,000トンの白浜旧街道のところに予定があるかと思いますが、これらの関連はどうなっているのかということと、やはりきっちり配水池の耐震に対する安全性が保てませんと各地への水の供給ができないということになるかと思いますが、今後、配水池として早急に耐震整備等々、進めなきゃならないようなところほどの程度あるのか、把握ができてればお答えをいただきたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 上下水道課長。

○上下水道課長（長谷川忠幸君） この耐震診断につきましては、稲梓配水池と敷根配水池の耐震診断を令和元年度、行いました。これは新水道ビジョンに基づきまして行ったところでございます。この議会で令和2年度の新年度予算をお願いする中で、ビジョンによりまして白浜調整池の耐震診断を行う予定でございます。

先ほど言われました武山配水池と下田配水池につきましては、武山配水池は更新計画の中で、今は3,000トンという流れで予定してございますけど、下田配水池が契約が普通に戻ったということで、下田配水池の必要性を考えながら、武山配水池の調整を行って、今、計画でございます。あとの配水池につきましては、統合とか、そういうところを検討しながら、耐震診断を行わなければならないというところが、今言った稲梓配水池と敷根配水池と白浜調整池でございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第7号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第8号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第8号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

---

○議長（小泉孝敬君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日27日はそれぞれの常任委員会審査をお願いし、本会議は28日午前10時から開催いたしますので、御参集のほどよろしく申し上げます。

なお、選挙管理委員会委員及び補充員の選考委員会を5時5分から第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

本日は御苦労さまでした。遅くまで御苦労さまでした。

午後 4時53分散会